

保医発0731第5号
平成29年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部を以下のとおり改正し、平成29年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの146(1)②中「大動脈解離又は外傷性大動脈損傷」を「大動脈解離、外傷性大動脈損傷又は総腸骨動脈瘤」に改める。
- 2 別表のⅡの146(3)①ア中「腹部大動脈瘤」を「腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤」に改め、イを以下のとおり改める。
 - イ 次のいずれかに該当すること。
 - i 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
 - ii 腹部大動脈に留置するステントグラフトと共に使用する総腸骨動脈から外腸骨動脈に留置するステントグラフト、内腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであり、外腸骨動脈及び内腸骨動脈の血流を維持するための分岐を有するものであること。

- 3 別表のⅡの146(3)③ア中「腹部大動脈瘤」を「腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>大動脈瘤、大動脈解離、外傷性大動脈損傷又は総腸骨動脈瘤のうち、1つ以上の疾患の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。</u></p> <p>イ <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>i <u>腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</u></p> <p>ii <u>腹部大動脈に留置するステントグラフトと共に使用する総腸骨動脈から外腸骨動脈に留置するステントグラフト、内腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿</u></p> | <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>大動脈瘤、大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、1つ以上の疾患の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。</p> <p>イ 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</p> |

入するための付属品を含んでいるものであり、外腸骨動脈及び内腸骨動脈の血流を維持するための分岐を有するものであること。

② (略)

③ 腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分)

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ・ウ (略)

④～⑨ (略)

147～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

② (略)

③ 腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分)

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ・ウ (略)

④～⑨ (略)

147～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)